

大和市民活動拠点ベテルギウス内 市民活動ブース「部室」 募集要領（随時募集）

2020年4月1日～2022年3月31日入居版

大和市民活動ブース「部室」に関するお問い合わせ先

大和市役所市民活動課（大和市下鶴間1-1-1 市役所1階）

☎：046-260-5103 【月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時】

大和市民活動センター（大和市深見西1-2-17 市民活動拠点ベテルギウス1階）

☎：046-260-2586 【月曜日から土曜日の午前9時から午後6時】

※部室の空き状況については、大和市民活動センターまでお問い合わせください。

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3ページ
2. 利用に関するルール・・・・・・・・ 4～6ページ
3. 机、椅子の貸出について・・・・・・ 7ページ
4. 簡易消火具について・・・・・・・・ 7ページ
5. 利用期間について・・・・・・・・・・ 7ページ
6. 部室料の支払いについて・・・・・・ 8ページ
7. その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ
8. 「部室」配置図・・・・・・・・・・ 9、10ページ
9. 部室一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～14ページ

◆ 1. はじめに ◆

利用にあたり、提出いただく書類や確認していただきたい内容を本資料にまとめましたので、ご覧ください。

1) 提出書類について

別添「申込書」と「同意書」に必要事項を記入いただき、その他書類（①会員名簿と②会則等）とともに大和市民活動拠点ベテルギウス（本館）内にあります大和市民活動センター、もしくは市役所市民活動課へ提出してください。

①会員名簿：書式は任意ですが、住所の記載（※町名まで）が必要です。

なお、市外在住者で市内在勤または在学の場合は、会社名または学校名を記載してください。※会員名簿の提出は、必須です。

②その他：会則等がある場合は、あわせて提出してください。※必須ではありません。

2) 大和市民活動拠点ベテルギウス（本館）について

《施設概要》

名 称：大和市民活動拠点ベテルギウス（本館）

住 所：大和市深見西1-2-17

利用時間：午前9時～午後9時

休 館 日：毎月第3月曜日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）

※上記休館日を除き、利用時間内で、「部室」をご利用できます。



3) 大和市民活動センターについて

名 称：大和市民活動センター

場 所：大和市民活動拠点ベテルギウス（本館）内1階

時 間：午前9時～午後6時（※会議室のみ午後9時まで利用可）

お休み：毎月第3月曜日、毎週日曜、年末年始6日間（12月29日～1月3日）

4) その他施設に関すること

①市民交流スペースについて

どなたでも自由に使うことができるスペースです。

飲食可能ですが、アルコール類の持ち込みはできません。ゴミは持ち帰りください。

②会議室について

会議室（1階に1部屋、2階に1部屋）と、多目的室があります。

利用については、事前に市民活動センターに登録する必要があります。

詳細は、大和市民活動センターまでお問い合わせください。

③駐車場について

大和市民活動拠点ベテルギウスに利用者用駐車場はありません。公共交通機関、または近隣の民間有料駐車場をご利用ください。

5) 市民活動ブース「部室」の概要および利用条件等

①仕様等

高さ2.2mのパーティションによって区切られた半個室で、「部室」ごとに照明と電源コンセントがあります。

※各「部室」にエアコンはありません。施設全体で温度設定管理しています。

※通信環境については、施設内Wi-Fiが使用可能な環境となっています。

※各「部室」の面積・料金は、11～14ページに記載の部室一覧をご確認ください。

②利用できる団体（利用条件）

「部室」を利用できる団体は、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ・文化、スポーツ活動等を行う団体であること。
- ・市民活動拠点ベテルギウス内の他の団体等と交流ができる団体であること。
- ・部室タイプごとの必要構成員数があること。
 - * 5人以上は、タイプA、Bのみ利用可能
 - * 10人以上は、タイプA、B、Cのみ利用可能
 - * 50人以上は、全タイプ（A～E）利用可能
- ・構成員の半数以上が、市内に在住、在学、在勤するものであること。あるいは市内に所在地を有する非営利の法人であること。
- ・代表者が成人であること。
- ・部室1室は、1団体で利用すること。

③利用できない団体

以下の団体は「部室」を利用することはできません。

- ・営利団体
- ・宗教、政治を主たる目的とする活動や選挙に関する活動を行う団体。
- ・大和市市民活動拠点ベテルギウスの管理運営に支障を及ぼす行為をする団体。
 - （例）迷惑行為（騒音、飲酒、喫煙等）を行う団体
 - 物品の保管（倉庫）を主とした目的で利用する団体 等
- ・利用に関するルール（4～6ページをご確認ください）を守れない団体。
- ・上記に掲げるもののほか、大和市、大和市民活動センターが利用に適さないと判断した団体。

利用に関するルール（4～6ページ）に同意のうえ、部室の利用申し込みをして下さい。

◆ 2. 利用に関するルール ◆

1) 利用上の注意

以下をお守りください。守れない場合は、「部室」の利用をお断りする場合があります。

①安全に利用いただくために

- ・大和市民活動拠点ベテルギウスの防災訓練に必ず参加すること。(毎年1回程度実施)
- ・利用者が「部室」内に初期消火用の簡易消火具を備えること。
- ・「部室」内に貴重品を置かないこと。(盗難の責任については、負いかねます。)
- ・「部室」内に設置される敷きマット、パーテーション等は、防火素材のものを使用すること。
- ・原則、大和市が貸与した「部室」のダイヤル錠のみ使用し、それ以外の鍵を設置・施錠しないこと。
- ・「部室」内で暖房器具(電気、灯油、ガス等)、電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器等その他家電製品を使わないこと。
- ・危険物及び不衛生物品を持ち込まないこと。
- ・「部室」内及び大和市民活動拠点ベテルギウス内において飲酒や喫煙を行わないこと。
- ・動物(介助犬・盲導犬・聴導犬を除く)を連れて利用しないこと。

②気持ちよく利用いただくために

- ・「部室」内を清潔に保つため、日常的な清掃(「部室」前面の通路含む)を行うこと。
- ・全館で清掃を行う場合は、清掃活動の協力を努めること。
- ・ゴミは全て持ち帰ること(ビン・缶・ペットボトルを含む)。
- ・「部室」内の扉(ガラス部)や窓を覆う張り紙等をしないこと。
- ・「部室」内の壁、扉、柱、窓、その他設備に粘着テープや釘類を使わないこと。
- ・許可なく「部室」通路及び大和市民活動拠点ベテルギウス内に看板やポスターを掲示しないこと。
- ・大声、嬌声、怒声等を上げないこと。

③皆さまの活動にあたって

- ・楽器等の音が出る活動を行わないこと。
- ・周囲に影響のある振動や臭いを発する活動を行わないこと。
- ・床や壁が汚れる活動を行わないこと。
- ・大和市の許可なく、寄附を募らないこと。
- ・受講者を募り、月謝等を取る教室や稽古場として「部室」を利用しないこと。
- ・大和市及び市民活動センターの許可なく「部室」及び大和市市民活動拠点ベテルギウス内で物品の販売、広告、団体の宣伝等を行わないこと。
- ・大和市が貸出するテーブルやイスを、許可なく大和市市民活動拠点ベテルギウスの外へ持ち出さないこと。
- ・大和市市民活動拠点ベテルギウスの開館、閉館時間を守ること。(詳細は、1ページに記載)

④その他

- ・大和市市民活動拠点ベテルギウスの駐車場はありません。(大和市市民活動拠点ベテルギウス隣に民間有料駐車場があります。)
- ・団体の事務所として、登記はできません。
- ・非常時等の安全確認や点検等を行うため、市や市民活動センターが「部室」内に入る場合があります。
- ・原則、大和市が指定する期限内に3か月分ずつ「部室」料を支払うこと(詳細は、8ページに記載)。(「部室」料支払い後に月途中で利用を中止する場合は、翌月分以降の支払い済みの部室料は返金します。)
- ・「部室」退去時には原状復帰し、貸与した「部室」のダイヤル錠を返却すること。
- ・部室ごとに用意するダイヤル錠を紛失した場合、現物相当を利用者にて用意していただきます。
- ・郵便受けは、ありません。宅配等依頼する際は、配達時間等責任持ち対応して下さい。
- ・「部室」を含め、大和市市民活動拠点ベテルギウス内に喫煙所はありません。
- ・大和市市民活動拠点ベテルギウスは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がいのある方の利用にも配慮し、整備された施設であるため、現状のままご利用ください。
- ・大和市市民活動拠点ベテルギウスに関する意見がある場合は、団体ごとに申し出下さい。

2) 利用の取り消し

以下に該当する恐れがある場合や事実が判明した団体は、「部室」の利用を取り消します。

- ・ 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがある活動を行う団体。
- ・ 団体の事務所として登記を行う団体。
- ・ 団体構成員の中に、他の来館者に迷惑を及ぼす恐れがある行為を常習的に行う者がいる団体。
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる活動を行う団体
- ・ 「部室」利用の権利譲渡もしくは転貸を行う団体。
- ・ 宗教上の教義を広めるために「部室」を利用する団体。
- ・ 政治上の主義を推進、支持することを主たる目的とした活動を行う団体。
- ・ 特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持することを主たる目的とした団体。
- ・ 専ら営利を目的として「部室」を利用する団体。
- ・ 申請内容に虚偽がある団体。
- ・ 「部室」の大半を物品置き場とし、「部室」としての利用実態がない団体。
- ・ 「部室」及び大和市市民活動拠点ベテルギウスや設備等を故意に損傷する団体。
- ・ 利用団体の名称に関わらず、同一団体の重複登録が判明した団体。
- ・ 上記に掲げるもののほか、大和市、大和市民活動センターが、利用の取り消しについて適当であると認める団体。

※この利用ルールは、部室の利用状況により、常に見直しを行うこととし、変更があった場合、その都度お知らせします。

◆ 3. 机、椅子の貸出について◆

- ・部室ごとに、机と折り畳み椅子を貸出しますので、希望される場合は申込書内のチェック欄にご記入ください。なお、部室ごとに個数が決まっていますので、あらかじめご了承ください。
- ・机、椅子の貸出は、無料です。
- ・施設外への机や椅子の持ち出しや、故意に机、椅子を傷つける行為は禁止です。
- ・「部室」の退去時に返却してください。
- ・机、椅子は、旧生涯学習センター会議室で使用していたものです。状態をあらかじめ了承いただいたうえでご使用ください。

◆ 4. 簡易消火具について◆

- ・施設に消火器は備えてありますが、万が一、部室内で発火が起きた場合の初期消火用として必ず用意いただくものです。
- ・大和市民活動センターで、実費と引き換えに簡易消火具をお渡しすることも可能です。希望される場合は、申込書内のチェック欄にご記入ください。
- ・引き換えは、後日、大和市民活動センターにてお渡しします。

◆ 5. 利用期間について◆

- ・より多くの市民（団体）に利用いただくため、原則、利用期間は・・・

2020年4月1日 から 2022年3月31日 まで

とします。

- ・また、公開抽選申し込み以降、空きが出た部室につきましては、随時募集を行います。
- ・なお、退去時には、原状復帰をお願いします。

◆6. 部室料の支払いについて◆

- ・2020年度の支払日については、下表を確認ください。
※大和市民活動センターは、毎月第3月曜日、毎週日曜、年末年始6日間（12月29日～1月3日）がお休みです。
- ・部室料は、大和市民活動センターに現金で支払ってください。お支払いの際は、お釣りのでないようご協力をお願いします。
- ・部室ごとの料金については、11～14ページをご覧ください。

【2020年度支払い予定日一覧】

	支払い期間
4月～ 6月分（3ヶ月分）	4月 1日（水）～ 4月30日（木）
7月～ 9月分（3ヶ月分）	6月 1日（月）～ 6月30日（火）
10月～12月分（3ヵ月分）	9月 1日（火）～ 9月30日（水）
1月～ 3月分（3ヶ月分）	12月 1日（火）～12月28日（月）

◆7. その他◆

1) ダイアル錠について

部室ごとに4桁の暗証番号が設定されたダイアル錠を用意します。

※ダイアル錠を紛失した場合、現物相当を利用者にて用意していただきます。

2) 郵便・宅配について

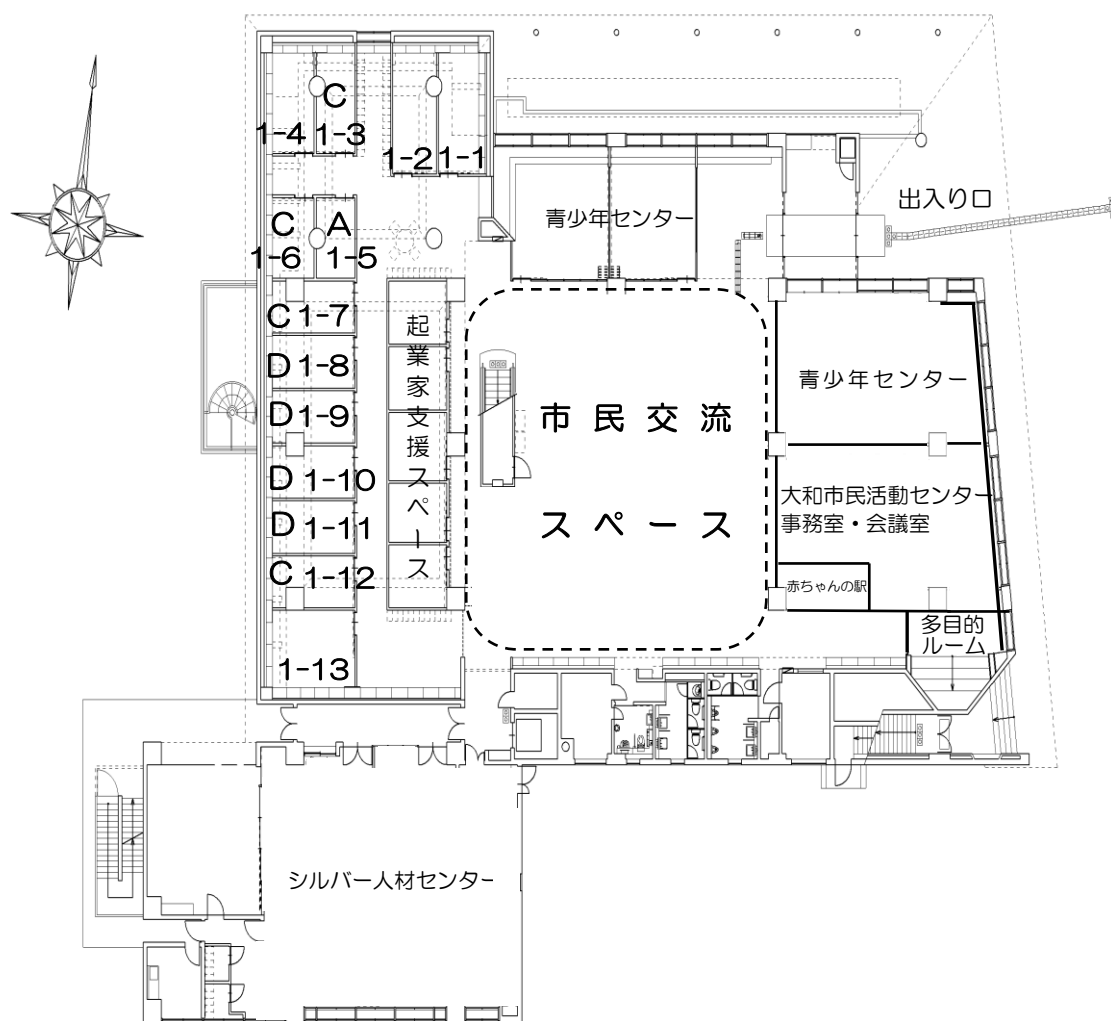
大和市民活動拠点ベテルギウス（大和市民活動センターを含む）では、部室利用団体あての郵便や宅配の受け取りは行っておりません。

3) 団体名の表示について

申込書に記載いただいた団体名を「部室」の扉に貼付けします。（「特定非営利活動法人」は「NPO法人」と表記します。）

◆ 8. 「部室」配置図 ◆

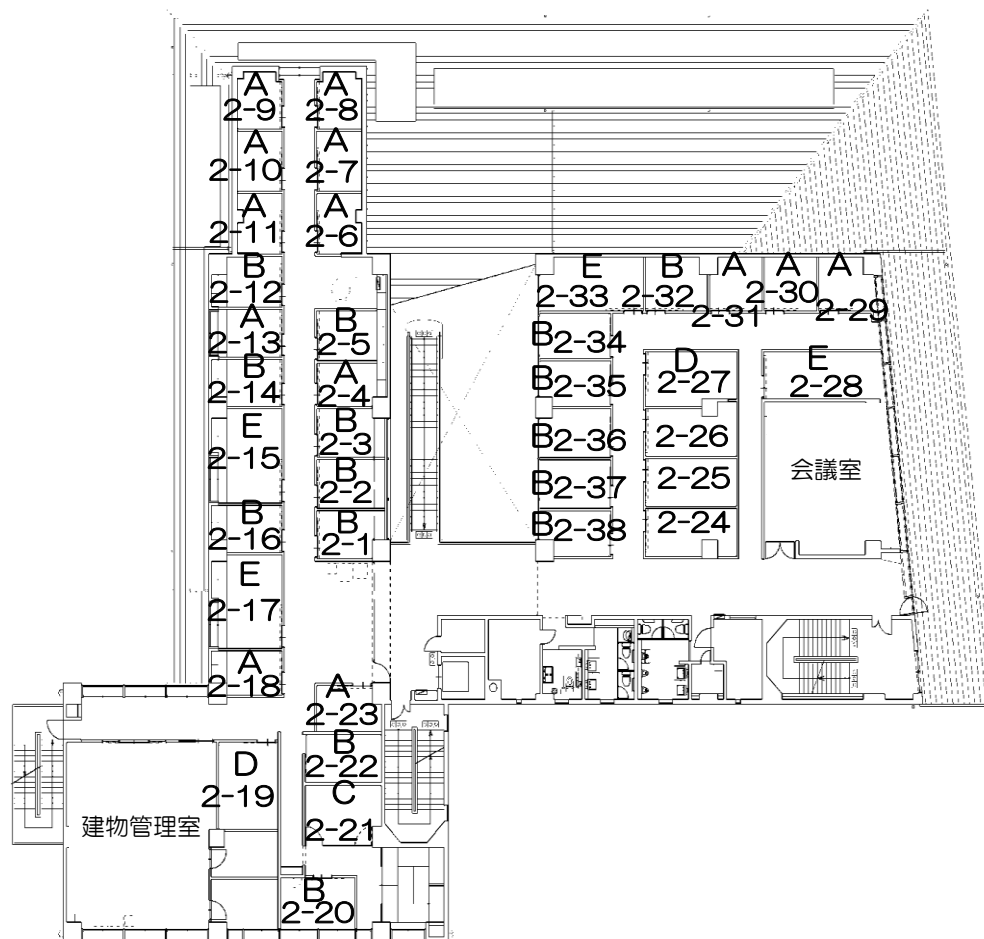
【1階】



A : 1室 C : 4室 D : 4室 その他 : 4室

※空き状況は、大和市民活動センター（046-260-2586）までお問い合わせください。

【2階】



A : 13室 B : 15室 C : 1室 D : 2室 E : 4室 その他 : 3室

※空き状況は、大和市民活動センター（046-260-2586）までお問い合わせください。

◆9. 「部室」一覧◆

【1階（1-1～1-13）】

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3か月分 (円)	1年分 (円)
1-1	その他	19.05	11.76	6,800	20,400	81,600
1-2	その他	16.03	9.90	5,700	17,100	68,400
1-3	C	12.15	7.50	4,400	13,200	52,800
1-4	その他	16.88	10.42	6,000	18,000	72,000
1-5	A	8.27	5.10	3,000	9,000	36,000
1-6	C	11.48	7.09	4,100	12,300	49,200
1-7	C	12.89	7.96	4,600	13,800	55,200
1-8	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-9	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-10	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-11	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-12	C	12.89	7.96	4,600	13,800	55,200
1-13	その他	21.98	13.57	7,800	23,400	93,600

【2階（2-1～2-38）】

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額(円)	3か月分 (円)	1年分 (円)
2-1	B	9.15	5.65	3,300	9,900	39,600
2-2	B	9.26	5.72	3,300	9,900	39,600
2-3	B	9.26	5.72	3,300	9,900	39,600
2-4	A	8.63	5.33	3,100	9,300	37,200
2-5	B	9.92	6.12	3,600	10,800	43,200
2-6	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-7	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-8	A	7.64	4.72	2,800	8,400	33,600
2-9	A	7.64	4.72	2,800	8,400	33,600
2-10	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-11	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-12	B	10.13	6.25	3,600	10,800	43,200
2-13	A	8.46	5.22	3,100	9,300	37,200
2-14	B	9.32	5.75	3,400	10,200	40,800

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3か月分 (円)	1年分 (円)
2-15	E	17.38	10.73	6,200	18,600	74,400
2-16	B	9.46	5.84	3,400	10,200	40,800
2-17	E	17.13	10.57	6,100	18,300	73,200
2-18	A	8.88	5.48	3,200	9,600	38,400
2-19	D	13.69	8.45	4,900	14,700	58,800
2-20	B	10.60	6.54	3,800	11,400	45,600
2-21	C	12.61	7.78	4,500	13,500	54,000
2-22	B	10.44	6.44	3,800	11,400	45,600
2-23	A	8.49	5.24	3,100	9,300	37,200
2-24	その他	12.10	7.47	4,300	12,900	51,600
2-25	その他	12.07	7.45	4,300	12,900	51,600
2-26	その他	12.59	7.77	4,500	13,500	54,000
2-27	D	13.19	8.14	4,700	14,100	56,400
2-28	E	15.95	9.84	5,700	17,100	68,400

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3か月分 (円)	1年分 (円)
2-29	A	8.71	5.38	3,100	9,300	37,200
2-30	A	8.10	5.00	2,900	8,700	34,800
2-31	A	8.10	5.00	2,900	8,700	34,800
2-32	B	9.52	5.88	3,400	10,200	40,800
2-33	E	15.93	9.83	5,700	17,100	68,400
2-34	B	9.17	5.66	3,300	9,900	39,600
2-35	B	9.17	5.66	3,300	9,900	39,600
2-36	B	9.94	6.14	3,600	10,800	43,200
2-37	B	9.84	6.07	3,500	10,500	42,000
2-38	B	9.20	5.68	3,300	9,900	39,600



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

～ご不明な点等ありましたら、

大和市役所市民活動課（046-260-5103）または

大和市民活動センター（046-260-2586）

までご連絡ください～